

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における安全で快適な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 浄化槽、コミュニティ・プラントの整備等に係る支援
 - (1) 浄化槽の老朽化にともなう整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。
 - (2) コミュニティ・プラントの老朽化にともなう基幹的設備改良に係る財政措置を講じること。
2. PM2.5（微小粒子状物質）については、現象解明の精緻化や越境汚染対策の継続・強化など、総合的かつ広域的な対策を講じること。
3. 石綿（アスベスト）による健康被害対策を推進するため、石綿関連所見を有する者への検診の実施など、恒久的な健康管理制度を構築すること。
4. 水質浄化や湖辺環境の保全など、湖沼の水環境保全に係る施策を推進すること。
5. 地方公共団体が実施する外来生物の防除に必要な財源については、役割分担に応じた取組が可能となるよう十分に確保すること。
6. 国立公園の特別地域において、景観や通行の支障となる雑木を適期に伐採できるよう木竹の伐採に係る許可基準の緩和など、必要な措置を講じること。
7. 地熱発電の開発に係る温泉の掘削等が温泉資源の持続可能な利用に影響を及ぼすおそれがあることから、地熱発電と温泉利用が共生できるよう温泉資源の保護に係る法改正を含めた必要な措置を講じること。